

令和6年第5回野洲市農業委員会 総会議事録

令和6年5月10日開催

野洲市農業委員会事務局

令和6年第5回野洲市農業委員会総会議事録

令和6年5月10日 午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和6年第5回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

1. 出席委員

- | | |
|------|--------|
| 1 番 | 野洲 秀一 |
| 2 番 | 針本 一春 |
| 3 番 | 北中 良夫 |
| 4 番 | 井上 輝子 |
| 5 番 | 中濱 佳久 |
| 6 番 | 橋本 高明 |
| 7 番 | 森 恒仁 |
| 8 番 | 田中 靖志 |
| 9 番 | 角出 昇 |
| 10 番 | 北浦 一宏 |
| 11 番 | 木村 二郎 |
| 12 番 | 市木 和雄 |
| 13 番 | 米澤 博 |
| 14 番 | 井狩 憲一 |
| 17 番 | 清水 稔 |
| 18 番 | 山本 芳隆 |
| 19 番 | 岩井 正男 |
| 20 番 | 青木 章 |
| 21 番 | 川東 静佳 |
| 22 番 | 石塚 健一 |
| 23 番 | 小森 喜一 |
| 24 番 | 廣瀬 久雄 |
| 25 番 | 山田 富男 |
| 26 番 | 立入 三千男 |

2. 欠席委員

- | | | | |
|------|--------|------|-------|
| 15 番 | 辻 美智子、 | 16 番 | 島村 平治 |
|------|--------|------|-------|

会議に参与したる職員

- | | | |
|-------|------|--------|
| 農業委員会 | 事務局長 | 西野 智 |
| | 主 幹 | 竹中 宏 |
| | 専門員 | 遠藤 総一郎 |

主 任 松本 真紀子
農林水産課 主 任 中川 大貴

議 長 みなさま、おはようございます。
本総会がスムーズ執り行われますよう、みなさまのご協力をよろしくお願い申し上げます。
ただいまから、令和6年第5回農業委員会総会を開催いたします。
日程に入るに先立ち諸般の報告を行います。
本日の出席委員は24名であります。
欠席委員は15番 辻委員、16番 島村委員であります。

これより、日程に入ります。
日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
21番 川東委員、22番 石塚委員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について、本会期は、本日1日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
ご異議なしと認めます。
よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議第18号から議第21号の4案を順次上程いたします。
議第18号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題といたします。
それでは事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議第18号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、をご説明いたします。
案件は4件でございます。
議案書の2ページをお願いいたします。資料は別紙Aの1ページから8ページになります。
まず1件目です。資料は別紙Aの1ページから2ページになります。
なお、1ページの土地の所在の表記が「番地」となっていますが「番」の誤りです。失礼いたしました。
小篠原 ●●●番 登記地目・現況地目ともに畑、面積 332 m²、他1筆、合計面積 363 m²について、譲渡人 ●●●から、譲受人 ●●●へ、自家消費用作物の栽培のため贈与により所有権の移転をされるものです。
申請地は、●●●と●●●が共同で長年耕作をされてきましたが、●●●が高齢になり、耕作を続けることが難しくなってきたことから、実質的に耕作をしてきた●●●

に所有権の移転について打診したところ、●●●がこれを了承され、今回の申請に至っております。申請に対しまして、●●●は農地を引き継ぎ、今後も農業を続けていきたいという意向であることから、●●●の耕作が可能であると判断しております。別紙Aの1ページの調査表をご覧ください。譲受人の●●●に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりとなります。続いて2件目です。資料は別紙Aの3ページから4ページになります。

乙窪 ●●●番、登記地目・現況地目ともに畑、面積 603 m²について、譲渡人 被保佐人 ●●●および保佐人 ●●●から、譲受人 ●●●へ、経営拡大のため売買により所有権の移転をされるものです。譲渡人の●●●は、現在は保佐人がついている状態で、自身で耕作することや今後の農地の管理も難しいと考えられ、耕作をしてくださる方を探していたところ、守山市と野洲市で営農をされており、経営拡大を考えておられた譲受人の●●●との間で話がまとまり、今回の申請に至っております。申請に対しまして、現在の経営面積及び農作業経験などから、●●●の耕作が可能であると判断しております。別紙Aの3ページの調査表をご覧ください。

譲受人の●●●に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりとなります。

続いて3件目です。資料は別紙Aの5ページから6ページになります。

乙窪 ●●●番、登記地目・現況地目ともに畑、面積 448 m²について、譲渡人 被保佐人 ●●●および保佐人 ●●●から、譲受人 ●●●へ、自家消費用作物の栽培のため売買により所有権の移転をされるものです。

2件目と同様に、譲渡人の●●●が耕作をしてくださる方を探していたところ、通作圏内で新規に農地を始めたいと考えておられた譲受人の●●●との間で話がまとまり、今回の申請に至っております。申請に対しまして、新規に畑を耕作されるものですが農地の規模から、●●●の耕作が可能であると判断しております。

別紙Aの5ページの調査表をご覧ください。

譲受人の●●●に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりとなります。

最後に4件目です。資料は別紙Aの7ページから8ページになります。

妙光寺 ●●●番 登記地目・現況地目ともに畑、面積 39 m²について、譲渡人●●●から、譲受人●●●へ、経営拡大のため贈与により所有権の移転をされるものです。譲渡人●●●が申請地を長年耕作されてきましたが、高齢になり、通って耕作を続けることが難しくなってきたことから、経営拡大を検討していた譲受人●●●

との間で話がまとまり、今回の申請に至っております。申請に対しまして、作付けする野菜の品種を増やし、経営拡大をしたいという意向であることや、これまで農業経験などから●●●の耕作が可能であると判断しております。

別紙Aの7ページの調査表をご覧ください。

譲受人●●●に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりとなります。事務局からの説明は以上です。

議 長 続きまして、意見委員の説明を求めます。

1件目につきまして、第21番 川東委員お願いします。

川東委員 21番 川東です。小篠原の案件について説明します。

事務局からの説明があったとおり、●●●と●●●は、申請地を長年一緒に耕作されてきましたが、●●●が高齢になり耕作が困難になってきたため、今回、●●●に所有権を移し、今後も耕作を続けていくことで話がまとまり、今回の申請に至っております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、2件目・3件目につきまして、第24番 廣瀬委員お願いします。

廣瀬委員 24番 廣瀬です。乙窪の案件2件について説明します。

詳細については、事務局からの説明があったとおりです。

譲渡人●●●氏には保佐人がついており、農地を自身で耕作や管理をしていくことが困難であるため、今後も農地を利用していただける耕作者を探しておられたところ、野洲市内で農地を探しておられた●●●・●●●との間で話がまとまり、今回の申請に至っております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、4件目につきまして、第12番 市木委員お願いします。

市木委員 12番市木です。妙光寺の案件について説明します。

●●●は高齢になられ維持管理できないということで、畑の隣に住む●●●に維持管理を頼まれたところ、話がまとまりましたので今回の申請に至っています。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

8番 田中委員どうぞ。

田中委員 1 件目のような、登記地目が田、現況地目が畑で所有権移転をする場合、地目変更の指導はしていくのか。

事務局 現況の状態に合わせていただくように指導はしていきます。

議 長 5 番 中濱委員。

中濱委員 3 件目の案件について、所有する農機具が家庭菜園レベルとを感じるが、この規模の農地を耕作していくのは厳しいのではないかと。

事務局 譲受人の●●●は、定年退職後に農業を専業でされていくにあたり新規に農地を取得したいということで、今回申請をされました。農機具についても農地の規模に合うよう買い揃えていかれると、申請時の聞き取りで確認しています。

議 長 14 番 井狩委員。

井狩委員 同じ案件について、近江八幡市から野洲市へ通って耕作される理由はあるのか。近江八幡市内でもいくらかでも農地はあるのではないかと。

事務局 ●●●が、紹介によってこの農地を引き受けられることになったからと聞いています。

議 長 ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第 18 号の採決に入ります。お諮りいたします。
議第 18 号について賛成の方の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。よって議第 18 号は許可することに決定いたしました。

続きまして、議第 19 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議第 19 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて、をご説明いたします。
案件は 1 件でございます。
議案書の 3 ページをご覧ください。資料は別紙 A の 9 ページから 11 ページになります。
比留田●●●番、登記地目：畑、現況地目：宅地、面積 31 m²について、申請人●●●から宅地にするために転用申請があったものです。

別紙Aの11ページをお願いします。

申請地の●●●、その東側の●●●及び●●●の3筆の土地は、もともとは1筆の農地でした。令和5年12月の総会で、●●●にあたる土地は「うち一部」として、住宅離れの建築を目的に転用許可を受けましたが、その後に分筆手続きを進めていくなかで再度測量をしたところ、農地の境界に錯誤があり、既存の農業用倉庫の一部が農地である●●●に建っていることが判明しました。申請地には既に建物が建っており、現状と登記地目とを是正する為に、今回顛末案件として申請に至り、現地確認の結果、農地に回復することも困難であることから、顛末案件として申請を受け付けております。なお、顛末案件であることから、申請地の造成などは実施されません。

別紙Aの9ページの調査表をご覧ください。

農地法第4条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、市街地の区域内にある農地であることから、第3種農地と判断します。その他の項目についても記載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。

議 長 続きまして、意見委員の説明を求めます。

1件目につきまして、第2番 針本委員をお願いします。

針本委員 2番 針本です。比留田の案件について説明します。

詳細については、事務局からの説明があったとおりです。

今回、分筆の手続きを進めていくなかで、以前から住宅が建っている敷地の一部が農地であることが判明し、今回の申請に至っております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

第5番 中濱委員

中濱委員 申請地と12月に許可した案件との関係は。

事務局 今回の申請の詳細につきましては、申請時に提出された顛末書によると、「住宅離れを新築につき、●●●の一部に建築する計画をし、土地を分筆測量しましたところ、農業用倉庫の一部が分筆後の●●●に建設していることが判明しました。当該土地に建設していることを深くお詫びします。また、現状に適するよう土地を農地法第4条第1項の許可申請をします。」と説明されています。

議 長 ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第19号の採決に入ります。お諮りいたします。

議第19号について賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって議第19号は許可することに決定いたしました。

続きまして、議第20号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議第20号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、をご説明いたします。

案件は3件でございます。

議案書の4ページをご覧ください。資料は別紙Aの12ページから26ページになります。

まず1件目です。資料は別紙Aの12ページから14ページになります。

三上 ●●●番、登記地目：田、現況地目：宅地、面積 280 m²、他1筆、面積合計 455 m²について、譲渡人 ●●●から譲受人 ●●●へ贈与により、宅地にするために転用申請があったものです。

別紙Aの14ページをお願いします。

申請地には長年離れ等が建っており、一体で宅地として利用されてきましたが、この度、譲受人●●●が離れを建築するための手続きを進める中で、農地転用が出来ていないことが判明し、今回顛末案件として申請に至っております。なお、申請にあたり、譲渡人●●●の父が農地転用の許可を得ず、離れ等を建築していた旨の顛末書が提出されています。現地確認の結果、農地に回復することも困難であることから、顛末案件として申請を受け付けております。

なお、顛末案件であることから、申請地の造成などは実施されません。

別紙Aの12ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。申請地の農地区分については、市街地の区域内にある農地であることから、第3種農地と判断します。その他の項目についても記載のとおりです。

つづいて2件目です。資料は別紙Aの15ページから18ページになります。

小堤 ●●●番、面積 49 m²について、譲渡人●●●から、譲受人●●●へ売買により、露天駐車場にするために転用申請があったものです。

別紙Aの17ページをお願いします。

申請地は隣地に住む●●●が以前から露天駐車場として利用されてきましたが、この度農地転用が出来ていないことが判明し、今回顛末案件として申請に至っております。なお、申請にあたり、譲受人●●●から、農地転用の許可を得ず、駐車場に造成していたこと、今後は農地法を遵守する旨の顛末書が提出されています。現地確認の結果、農地に回復することも困難であることから、顛末案件とし

て申請を受け付けております。なお、顛末案件であることから、申請地の造成などは実施されません。

別紙Aの15ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。申請地の農地区分については、市街地の区域内にある農地であることから、第3種農地と判断します。その他の項目についても記載のとおりです。

最後に4件目です。資料は別紙Aの19ページから26ページになります。

六条 ●●●、登記地目：畑、現況地目：雑種地 面積186㎡、他2筆、面積合計1,229㎡について、譲渡人●●●ほか2名から、譲受人●●●へ売買により、露天資材置場にするために転用申請があったものです。譲受人●●●は守山市に本社を置き、不動産業、建設業等を経営されています。今回の申請地の資材置場としての利用につきましては、隣接する宅地を今後分

譲・開発していくにあたり、開発事業で使用する足場、外構資材等を置かれる予定であり、今後も資材置場として利用していく意向であると確認しております。造成につきましては、切土と盛土によって造成され、周囲をブロックで囲い、道路側に設置する会所柵に雨水排水が流入するように、勾配をつけて造成される計画です。従って、周辺農地の耕作に支障がないように整備されます。

別紙Aの19ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、市街地区域内にある農地であることから、第3種農地と判断します。その他の項目についても記載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。

議 長 続きまして、意見委員の説明を求めます。

1件目につきまして、第12番 市木委員お願いします。

市木委員 12番 市木です。三上の案件について説明します。

住居を増設されるにあたり手続きを進めていかれたところ、既に離れが建っていた土地が転用が出来ていなかったことが判明し、今回の申請に至っています。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 続いて、2件目につきまして、第25番 山田委員お願いします。

山田委員 25番 山田です。小堤の案件について説明します。

詳細については事務局からの説明があったとおりです。

譲受人●●●は申請地を以前から駐車場として利用されていましたが、この度農地法の許可を得ないまま利用していたことが判明したため、譲渡人●●●との間で転用と所有権移転の話がまとまり、今回の申請に至っております。皆様のご審

議をよろしくお願いいたします。

議 長 最後に、3件目につきまして、第11番 木村委員お願いします。

木村委員 11番 木村です。六条の案件について説明します。

詳細については事務局からの説明があったとおりです。

譲受人●●●が、隣接する宅地の分譲及び住宅建築工事を予定しており、工事に必要な資材を置く用地を探していたところ、譲渡人の●●●ら3名との間で売買の話がまとまり、今回の申請に至っております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

8番 田中委員。

田中委員 昨年から●●●の資材置場の申請は3件目であるが、必要性の検討はされているのか。

事務局 以前に資材置場として許可を受けているものは現状の写真を添付されており、利用状況から申請地の必要性を確認しています。

議 長 5番 中濱委員。

中濱委員 資材置場に転用後、何年間は他の用途に転用できないなどの縛りはあるのか。

事務局 転用許可を受けたのち、法務局で地目の変更がされますが、地目が変更されると、農地法の対象ではなくなります。資材置場については地目変更後も利用状況を追うような条件を付けるようにと4月に近畿農政局から通知が出ており、市農委や湖南4市でも運用について協議しているところです。通知では3年間、6か月に1回状況調査を提出するようにとありますが、実際そのようなことが可能かどうか、市農委内で検討していかなくてもならないと考えています。

議 長 5番 中濱委員。

中濱委員 小堤の案件について、駐車場への進入路はどうなっているのか。

事務局 基本的には市道側から河川の管理用道路を通して進入しています。

議 長 14 番 井狩委員。

井狩委員 六条の案件の資材置場について、許可がされたものについて半年の追跡調査は意味が無いと思う。次に、昨年10月に、経産省・国交省・農水省が農地の転用・開発について、農林関係の手続きに時間がかかっていたのを、足並みを揃えることに決まった。最後に、野洲市に人口が増えないという観点からすると、一旦転用した土地が宅地に造成されることは、市民にとっては都合が良い。将来のことを思うと、農地法でゴタゴタ言わずに目を開いて物事を進めて行かないといけない。前にも言ったが、うわべの議論でなく今後もっと深く議論すべきだと思うので、今後努力してください。

議 長 ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第20号の採決に入ります。
お諮りいたします。
議第20号について賛成の方の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。
よって議第20号は許可することに決定いたしました。

続きまして、議第21号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の5ページをご覧ください。資料は別紙Bになります。
議第21号 農用地利用集積計画について、をご説明いたします。
当議案は、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第5条第1項の規定により作成された、農用地利用集積計画について、本委員会の決定を求めるため、提出されたものです。
内容は別紙Bの明細書のとおりです。では、別紙Bの2ページをご覧ください。
利用権が設定されたのは、合計34筆 42,085㎡ です。
別紙Bの3ページをご覧ください。
所有権が移転されたのは、合計2筆 4,252㎡ です。
事務局からの説明は以上となります。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

13 番 米澤委員。

米澤委員 1 番の案件について、契約期間と開始・終了年月日が違うが正確にはどうか。

また、16 番の案件について、貸人が既に死亡しているが、この名義は申請時のものか。

農林水産課 1 番については、ご指摘のとおり契約期間 5 年間が正しいです。訂正します。
16 番については、申請者は相続人代表となっていますが、貸人欄は相続が完了していないということで死亡した本人のままとなっています。次回からは、相続人代表も記載させていただきます。失礼いたしました。

議 長 14 番 井狩委員。

井狩委員 6 番の案件で借賃が●●●円というものがある。審査ではどのように判断しているのか。一方で●●●円という土地もあり、市としての賃料の基準を作っていくべきではないか。(省略)

農林水産課 申請の受付において、異常値にあたるものについては理由を確認しています。

議 長 ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第 21 号の採決に入ります。お諮りいたします。
議第 21 号について賛成の方の挙手を求めます。
挙手多数ということで、議第 21 号は原案どおりと決定いたしました。

以上で、本日の議事案件の審議は終了いたしました

続きまして、日程第 4 報告案件にはいります。
報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について、を議題とします。
それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について、をご説明いたします。議案書の 6 ページをご覧ください。資料は別紙 A の 27 ページから 28 ページになります。案件は 2 件です。まず 1 件目です。資料は別紙 A の 27 ページをご覧ください。

市三宅 ●●●番、登記地目・現況地目ともに畑、面積 78 m²について、譲渡人●●●から、譲受人●●●へ売買により露天資材置場へ転用するために届出があったものです。

つづいて 2 件目です。資料は別紙 A の 28 ページをご覧ください。

富波●●●番、登記地目・現況地目ともに田、面積 152 m²について、譲渡人●●●から、譲受人 ●●●へ売買により共同住宅へ転用するために届出があったものです。

こちらの案件は、先月の総会で報告した「富波●●●番」の案件と一体で共同住宅に利用することで話がまとまり今回届出をされました。
事務局からの説明は以上となります。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。
ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、報告第7号 土地利用協議書について、を議題とします。
それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 「報告第7号 土地利用協議書について」をご説明いたします。
議案書の7ページをご覧ください。資料は別紙Aの29ページになります。
案件は1件です。
永原●●●番 登記地目・現況地目ともに田、面積1,251㎡、他8筆、面積合計3,125㎡について、届出人 野洲市教育委員会 文化財保護課長から、「国指定史跡 永原御殿跡保存整備事業」として農地以外のものにするため土地利用協議書の届出があったものです。「永原御殿跡」は徳川家康・秀忠・家光の三代の将軍が上洛時の専用宿館として築城された城郭として、令和2年3月に国の史跡指定を受け、現在は史跡公園として保存整備を進めています。事務局からの説明は以上となります。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。
ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、報告第8号 令和6年度最適化活動の目標の設定等の報告について、を議題とします。それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 「報告第8号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について」をご説明いたします。
議案書は8ページ、内容は別紙Cになります。
「農業委員会等に関する法律」第6条第2項の規定による、農地等の利用の最適化の推進に係る活動とその透明性を確保するため、同法第37条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況とその他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされています。野洲市におきましても、令和4年度から最適化活動の目標の設定等を行い、その内容について公表を行っております。
目標については、毎年度、設定することが必要であり、令和6年度の最適化活動の目標の設定等の作成を行い、滋賀県農業会議にも事前に意見照会を行っております。
別紙Cの「令和6年度最適化活動の目標の設定等」をご覧ください。

主な内容としたしましては、遊休農地の解消、担い手への農地利用集積、新規参入の促進に関する目標を設定することに加えて、委員の活動日数の目標を示す内容となっております。なお、令和6年度の委員の活動日数の目標は、昨年度と同様に「8日」で設定させていただいております。

事務局からの説明は以上です。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

14番 井狩委員。

井狩委員 まず、2農家・農地等の概要について、農業者数と経営体数に大きな差があるが、夫婦で従事されているケースと一馬力で頑張っておられるケースと、それらの把握はできているのか。

次に、新規参入の促進について、令和4年度・5年度の新規参入者がゼロという結果で、課題に対しての具体的な対応が記載されていない。また、新規就農フェアに参加するとあるが、費用対効果の検討はされているのか。

それから、最適化活動を行う日数目標が8日とあるが、3日に減らすことはできないか。特にうちの地域は集積が進んでおり、8日という活動日数を取る必要がないと感じている。8日という前年の目標を踏襲するのではなく、改革をしてほしい。

最後に、この目標は案か、成案か。

事務局 まず、こちらは成案になります。

次に農業者数については、2020年の農業センサスの結果に基づいて記入しています。これが直近で市が把握しているデータになります。

それから、新規参入につきましては、昨年改正した「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に合わせた内容になっています。令和9年4月時点の目標が8経営体、現時点で10経営体が参入しています。

また、活動日数についてですが、国が求めている活動日数は10日とされていますので、野洲市の状況からみて8日と設定しております。特に遊休農地の解消において、1号遊休農地の面積が昨年の17haから11haと、6ha減少したことは委員の皆様の最適化活動の結果と考えており、大変感謝をしております。このような結果も出ておりますことから、8日の活動日数を設定してはありますが、日々の活動を続けていただければと考えております。

議長 5番 中濱委員

中濱委員 この目標は毎年度で作成するものか。

事務局 先ほどもご説明しましたが、「農業委員会等に関する法律」の規定により、農地等の

利用の最適化の推進の状況について、令和４年度から令和９年度までの５年間の目標を設定しています。指針は１０年間の設定となりますので、指針と目標の２本立てで進んでいる状態で、目標は数値が変わった部分のみ毎年更新しています。

議 長 ５番 中濱委員。

中濱委員 前年の状態が分からないので、増減の判断も出来ないのでは、前年の目標値も出していただけるとわかりやすいと思う。

事務局 前年の目標値、実績値をわかるようにお示しさせていただきたい。

議 長 ５番 中濱委員。

中濱委員 耕地面積の合計など、数値が合わない部分があるが、修正などはしないのか。

事務局 農林水産課のデータを基に作成していますが、数値を再度確認して、誤っている場合は修正をさせていただきます。

議 長 １３番 米澤委員

米澤委員 農業委員会の現在の体制について、農業委員は２６名であるが、内訳が１７名となっているがなぜか。

事務局 内訳ではなく、認定農業者など各項目に該当する方の人数を上げています。

議 長 ご質疑はございませんか。
ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
これをもって、報告案件は終了いたしました。
以上をもちまして、令和６年第５回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 １１時 ０８分